

ほうじん安芸

法人会

消費税期限内納付

推進運動

No.23 2019. 11



キャンドルナイト2019 inモネの庭 ～ひと夜の煌めき～

- 2 新会長ごあいさつ
- 3 第8回通常総会開催
役員名簿
- 4-5 租税教育活動
 - 第9回 税に関する絵はがきコンクール入賞作品
 - 租税教室
 - 地域イベントで『税金クイズ』を開催
- 6 社会貢献活動・研修会
- 7 税の広報活動
- 8 安芸税務署より
 - 新・安芸税務署長就任あいさつ
 - 安芸税務署の定期人事異動名簿
- 9 安芸法人会よりお知らせ
 - 新会員のご紹介・研修会のご案内
 - 年末調整説明会日程表 他
- 10-11 令和2年度税制改正提言
- 12-13 北川村 モネの庭マルモッタン・温泉ゆずの宿
- 14 税務署からのお知らせ



公益社団法人 **安芸法人会**

高知県安芸市本町3丁目11-5 安芸商工会館1F
TEL. (0887) 34-1930 FAX. (0887) 34-1929
E-mail : ahoujin@iaa.itkeeper.ne.jp
<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/aki/>

新会長ごあいさつ



公益社団法人 安芸法人会
会長 石 建 国 元

この度図らずも、会長に就任することになりました石建でございます。宮本会長の下で長らく副会長を務めて参りました私も70才を過ぎ、宮本会長退任の時が当然法人会とお別れの時だと思っておりました。しかしながら思惑通りにはならず、会長を引き受けることになってしまいました。理事の再任、補充につきましては快く承諾して頂きホッとしていた処、大同生命から安芸は役員への加入率が60%台に激減して、80%を目指す県連で浮いているとの連絡を受け、愕然とした事でしたが、新理事さんの英断によりまして、そこそこまで回復できて、安堵しているところです。法人会の実行部隊である6委員会、青年部会、女性部会の布陣も整いましたので、副会長の皆様と共に連絡調整を図りながら令和元年事業を執行してまいりたいと考えております。法人会は異業種の集まりなので、会員交流を深めて行けば各社の成長にも繋げられるのではと思っております。

(会員の皆様へ)

法人会は大同生命、ATG損保、アフラックと協力会社の関係に有り、他の会社より会員の皆様に有利な商品を提供できると思っております。何事も事務局へ相談して頂ければ、対処できる事も多いと思っておりますので宜しくお願い致します。

第8回通常総会開催

6月14日(金) ホテルタマイにおいて公益社団法人安芸法人会第8回通常総会を開催いたしました。

議案については、原案どおり全て承認可決されました。

表彰式では、永年にわたり当会の副会長を務められ、令和元年6月14日をもって退任された、丸岡橋彦様と下村俊彦様に安芸法人会特別功労章が贈呈されました。

— 記念講演会 —

演題 高知の未来づくり方法論

～高知の経済・産業の特色と明るい未来に必要なこと～

講師 学校法人龍馬学園

常務理事/就職キャリア支援センター長 泉田 優 氏

第8回通常総会終了後に社会貢献活動の一環として記念講演会を開催しました。学校法人龍馬学園常務理事・就職キャリア支援センター長の泉田優氏を講師にお招きし、「高知の未来づくり方法論」と題して講演をしていただきました。



公益社団法人 安芸法人会 令和1・2年度役員名簿

役職名	氏 名	法 人 名
会 長	石建 国元	㈱石建組
副会長	山口 隆朗	㈱安芸自動車学校
	仙頭 桂一	㈱あきエコー
	坂本 泰資	高知東部交通㈱
	岩城 立郎	㈱岩城組
	籠尾 信之	㈱カゴオ
	廣瀬 久	広瀬鉄工業㈱
	泉井 安久	㈱泉井鐵工所
理 事	小原 隆弘	㈱小原水道工務店
	川島 清貴	㈱川島製菓
	川口 眞二	㈱安芸ショッピングセンター
	桑名 周一	芸陽運送㈱
	小松 伸二	東部生コンクリート㈱
	中平 宏	㈱中平金物店
	並村 努	㈱並村石油店
	安岡 浩史	㈱安岡重機
	木下 龍二	㈱木下建設
	松崎 達也	㈱松崎冷菓工業
	林 俊廣	㈱林金物店
	富岡 一成	㈱室戸環境保全公社
	吉田 稔	㈱東洋
	川竹 宏昌	㈱川竹庭園
	佐藤 暢子	㈱ギフトのさとう
監 事	中山 眞一	西日本工業㈱
	吉村 公政	安芸郡酒類卸商業協
顧問	宮本 悟	㈱安芸東亜

【青年部会】

役職名	氏 名	法 人 名
部会長	川竹 宏昌	㈱川竹庭園
副部会長	山口 直剛	㈱安芸自動車学校
	北村 和之	㈱泉井鐵工所
理 事	石建 誠	㈱石建組
	並村 努	㈱並村石油店
	西内 直彦	㈱はぐみ農園
	横山 正人	㈱横山建設
	湯浅 雅喜	㈱魚梁瀬資源開発
顧問	安岡 浩史	㈱安岡重機

【女性部会】

役職名	氏 名	法 人 名
部会長	佐藤 暢子	㈱ギフトのさとう
副部会長	岩城未知子	㈱岩城組
	安岡 久栄	㈱安岡重機
理 事	有光 啓子	有光自動車㈱
	川竹満寿子	㈱川竹庭園
	公文みどり	㈱公文建設
	宮崎 妙	㈱みやざき
	金本 雪深	㈱金本組
	徳増 寿子	㈱徳増工業

第9回 税に関する絵はがきコンクール 入賞作品

女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」は小学生に税の大切さや税の果たす役割を租税教育をとおして学んでいただき、税に対する理解をより深めてもらう事を目的に実施しています。活動は公益財団法人全国法人会総連合(女性部会)が国税庁の後援を得て全国で積極的に取り組んでいます。

平成30年度は、8校153名の応募がありました。

入賞作品は次のとおりです。(※受賞者は平成30年度小学6年生です)

優秀賞



安岡 茜音 (伊尾木小学校)

会長賞



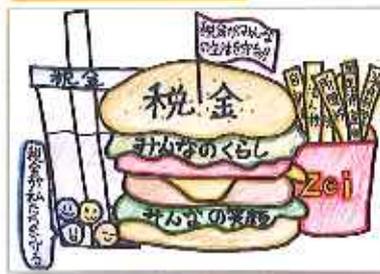
中村 文音 (土居小学校)

安芸税務署長賞



坂本 環奈
(安芸第一小学校)

女性部会長賞



藤川 ここね
(安芸第一小学校)

青年部会長賞



高橋 柚衣
(安芸第一小学校)

学校賞 安芸市立伊尾木小学校

入選



川田 碧唯
(安芸第一小学校)



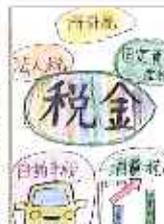
藤崎 陽菜
(安芸第一小学校)



安岡 真彩
(伊尾木小学校)



川上 杏寿
(室戸小学校)



辻元 麻陽
(室戸小学校)



白竹 真博
(佐喜浜小学校)



川竹 山華
(土居小学校)



北川 直弥
(土居小学校)



弘井 柚菜
(土居小学校)



萩野 智咲子
(笑ノ口小学校)



林山 真宙
(北川小学校)



優秀賞の安岡茜音さんを表彰しました。



学校賞の伊尾木小学校に一輪車を寄贈しました。



選考会
(平成31年2月1日)



たくさんのご応募
ありがとうございました!
今年もお待ちしています。

租 税 教 室

青年部会は、未来を担う子どもたちに税の意義や役割を正しく理解してもらうため、小学校へ出向き「租税教室」を実施しています。平成30年度は室戸市から芸西村まで14校の小学校で実施し、今回は新たな取り組みとして、税について楽しく学んでもらおうと「税金クイズ」を取り入れた授業を行い、生徒も先生も楽しみながらクイズに挑戦してくれました。また、青年部会は、この他にも図書館の寄贈を行ったり、租税教育用の下敷きを無償で配布するなど積極的に租税教育活動に取り組んでいます。また、会員増強と共に講師の増員にも取り組んでいます。



室戸小学校に児童図書を送贈

開催地域	学校名	講師
室戸市	室戸小学校	北村和之
	吉良川小学校	坂本泰資
	羽根小学校	山口直剛
奈半利町	奈半利小学校	〃
	加領郷小学校	〃
田野町	田野小学校	川竹宏昌
安田町	安田小学校	山口直剛
北川村	北川小学校	坂本泰資
	伊尾木小学校	安岡浩史
	川北小学校	〃
	土居小学校	川竹宏昌
	安芸第一小学校	〃
芸西村	赤野小学校	〃
	芸西小学校	〃



左から川竹、北村



左から坂本、安岡、山口



地域イベントで「税金クイズ」を開催

全国「高い甲子園」大会

令和元年8月17日(土)、安芸市本町商店街にて全国「高い甲子園」大会が開催されました。安芸法人会もこの催しに社会貢献活動で参加しており、昨年に引き続き本年も青年部会が租税教育活動の一環として「税金クイズ」を実施しました。また、当日は安芸税務署の「瀬署長にも講師としてご参加いただき盛り上げていただきました。クイズの後には、法人会グッズや租税教育用冊子を進呈し、たくさんのお子様たちや親子連れの皆様方に「税金」について楽しく学んでいただきました。



ロードボランティア活動【安芸支部】

安芸支部は、県道29号線3ヶ所の植栽帯の除草作業を行っています。平成30年度は7月、11月に実施。今年度は7月25日に14名が参加して作業を行いました。



生花寄贈【女性部会】

平成31年2月18日～3月15日は確定申告期間です。女性部会は、申告会場にミニ盆栽の鉢植えを寄贈しました。鉢は安芸市の伝統工芸品の内原野焼になり、植木は(社)日本ホビー教会主催の2017年日本ホビショー「ホビー産業大賞」に入賞された、川竹青年部会長が手掛けた作品になります。



法人会クリーンデー

1月第3日曜日は「法人会クリーンデー」です。法人会が県下一斉に清掃活動に取り組みました。平成30年度、安芸法人会は平成31年1月27日(日)に行い、青少年育成安芸市民会議・こども会J.L.C合同で70名程参加のもと、安芸市宮球場駐車場周辺や安芸漁港周辺、カリヨン広場等の清掃活動を行いました。今回も安芸市の少年野球チームのメンバーが積極的に参加協力していただきました。



災害支援物資を寄付

平成30年7月の西日本豪雨の際に、安芸法人会もAIG損害保険様のご協力のもと、安芸市、安芸市災害ボランティアセンターそれぞれに支援物資を寄付させていただき、平成31年2月には、安芸市社会福祉協議会より感謝状を頂きました。



研修会

法人会では、税に関する研修会などを行っています。

【軽減税率制度説明会】



平成30年9月5日



平成31年4月16日



令和元年8月27日

【法人決算研修会】

【税務研修会】

【経理実務セミナー(共催)】



平成30年11月21日



平成30年10月12日



令和元年7月10日



令和元年8月27日

毎年11月11日から17日は「税を考える週間」です。

この機会に税金がどんなふうに使われているのか税について調べてみましょう！

税金バス運行

「税を考える週間」に合わせ、税についての正しい理解を呼びかける「税金バス」を運行しました。女性部会が実施している小学生の「税に関する絵はがきコンクール」の第8回(平成29年度)の応募作品をパネルにしバスの車内外に展示し、「安芸～高知線」「安芸～馬路・魚梁瀬線」「安芸～室戸・甲浦線」の3路線を運行しました。



絵はがきコンクール作品展

「税を考える週間 11月11日～17日」に、税に関する絵はがきコンクールの作品を展示しました。展示会場では法人会の広報用けんたグッズ等を配布し、税の啓発活動をおこないました。



安芸税務関係団体連絡会 税を考える週間における座談会

11月12日に安芸税務関係団体連絡会で税務座談会を開催しました。連絡会は安芸税務署管内青色申告会連合会、四国税理士会安芸支部、公益社団法人安芸法人会で構成。会議では、租税教育活動や軽減税率制度等についての話し合いが行われました。



税に関する提言・要望活動

全法連が実施している「2019年度税制改正提言」の取りまとめに資することを目的としたアンケートを平成30年4月1日、当会も実施。10月11日、鳥取県で法人会全国大会が開催され「2019年度税制改正要望事項」が採択されました。発表された税制・税務の提言を11月14日、安芸市長、安芸市議会議長に提出しました。



新・安芸税務署長就任のあいさつ

趣味

♪ジャズボーカル（主にスタンダードを歌っています。）

好きな言葉

「一石二鳥」

なんとなく、「ラッキー」でいいことがありそうな言葉です。
また、安芸署は、現在12名と全国でも最小規模の税務署です。
少ない人数で、納税者の皆様の信頼に応えていくためには、職員一同、知恵を絞って一石で二鳥も三鳥も狙っていきたいと考えております。



一瀬 圭子

安芸税務署管内の印象

この度の人事異動により大阪国税局から、安芸税務署に赴任いたしました。
大阪から安芸に向かい、電車で揺られること約5時間。
初めて、ごめん・なはり線に乗車。
しばらくすると、遠く水平線を望む海！すばらしい景色に感動！
着任後、管轄の市町村を回りましたが、海も山も川も圧巻の景色！フォトジェニックです。
さらに、道の駅でふと見かけた茄子、トマトの美しいこと！即買いです。
ラタトウイユを作って職員一同、お昼に頂きました。今までにない美味しさです。
お野菜だけでなく、かつお、シラスや金目鯛も他では味わえない美味しさ！
これからの一年、このようなすばらしい土地で勤務できることを心から嬉しく感じております。

ごあいさつ

安芸税務署長を拝命しました一瀬でございます。

安芸法人会の皆様には、平素より正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力頂き、ありがとうございます。

また、租税教室や社会貢献活動など地域社会において大きな役割を果たしておられることに対し、深く敬意を表します。

さて、いよいよ消費税率が10パーセントに引き上げられ、軽減税率制度が導入されました。

安芸税務署では、これまで、40回以上の説明会を行ってまいりましたが、制度の定着に向けて、まだまだ周知が必要と感じております。

さらに、国税庁が推し進めるe-Taxやダイレクト納付など、税務手続の電子化の普及につきましても、まだまだ低迷しております。

今後も、消費税の軽減税率制度の定着、e-Taxやダイレクト納付など税務手続の電子化の普及拡大に努め、納税者の皆様のご理解と信頼を得ながら、皆様方の便利さを追求してまいりますので、本年におきましても、安芸法人会の皆様方の格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、安芸法人会のますますのご発展と会員企業の皆様のご繁栄並びに皆様方のご健勝を心より祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

安芸税務署の定期人事異動名簿（令和元年7月10日付）

官 職	新 任 職 員		前 任 職 員	
	氏 名	旧官職名	氏 名	新官職名
署 長	一 瀬 圭 子	大阪局課税第一部 統括国税実査館	日 浦 隆 夫	高松局総務部 厚生課長
総 務 課 長	若 村 美 香	(留 任)	—	
調 査 統 括 官	秋 山 昌 人	南国署個人2 統括国税調査官	松 本 憲 明	高知署法人3 統括国税調査官

新会員のご紹介

ご入会ありがとうございました。

(平成30年10月～令和元年9月)

支部名	法人名	住所
安芸	株G・クリーン	安芸郡芸西村和食甲 1673-2
中芸	南木下建設	安芸郡奈半利町乙 4802

お知らせ

研修会のご案内

■税務研修会のご案内

日時 令和元年11月27日(水) 午後1時30分～午後3時

場所 安芸商工会議所2階

内容 「令和元年度決算・申告の留意事項について」

講師 高知税務署 審理専門官(法人税担当) 須賀 永行氏



法人会のベストパートナー!!
四国税理士会 安芸支部

岩戸 宏親 税理士

安芸市庄之芝町 1-52

アルファビル

TEL: (0887) 35-2951

須賀 良興 税理士

安芸市庄之芝町 7-8

TEL: (0887) 34-3438

田中 寅一郎 税理士

安芸市伊尾木 335

TEL: (0887) 34-0213

細川 芳邦 税理士

安芸市赤野乙 2933-98

TEL: (0887) 32-2125

藪江 文男 税理士

安芸市矢ノ丸2丁目 7-25

グランドールあき101号

TEL: (0887) 37-9494

令和元年分 年末調整説明会日程表

開催日	開催時間	開催会場	対象地域
11月12日(火)	13:00～15:30	室戸市保健福祉センター やすらぎ 夢ひろば	室戸市・東洋町
11月13日(水)	13:30～16:00	JA高知県 あき支所 3階大ホール	安芸市・芸西村
11月14日(木)	13:30～16:00	田野町ふれあいセンター イベントホール	奈半利町・田野町・安田町 北川村・馬路村

※説明会には、対象地域にかかわらずご都合の良い日にご来場いただけます。

ご来場の際には、必ず事前にお送りする資料をご持参下さい。

扶養控除等申告書など年末調整に必要な用紙類は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>)

(注) 本年は、消費税の軽減税率制度等についても詳しく説明しますので、是非ご参加ください。

☆「令和元年版年末調整のしかた」(定価 2,000 円)を安芸法人会が販売しますのでお買い求めください。

「税を考える週間」

協賛チャリティー公演

高知法人会
南国法人会
安芸法人会
公益社団法人

法人会 寄席

日時/令和元年11月13日(水)

開場/18:00 開演/18:30～20:30

会場/弁天座(香南市赤岡町795番地)

定員/300名 ※定員となり次第締切とさせていただきます。

どなたでも入場できます。

入場無料です。

会場ではチャリティー募金をお願いしております。

【寄席普及公演】

おはやし! 松尾あき

一、寄席ばやしの実演と解説

一、抑子 市珠(落 語)

一、林家 正楽(紙切り)

一、春風亭三朝(落 語)

一、仲入り

一、鏡味仙三郎社中(本神楽)

一、春風亭一之輔(落 語)



**中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措置拡充を！**

法人会は、令和2年度税制改正に向けた提言をまとめ、政府・関係各庁に対して、私たちの声の実現に向けたオピニオン活動を展開して参ります。多岐に亘る提言を行っていますが、要約掲載いたします。

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。

(1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる無影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については壘域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保すべき

である。

(b) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず臆より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび収確保などの観点から課題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税軽減対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

III 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

先進国クラブ、と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実に変わりはない。国際競争力強化などの観点から、一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資

する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の長幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。

このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

北川村「モネの庭」マルモッタシ



安芸郡北川村にある「モネの庭」マルモッタシ。印象派の巨匠クロード・モネの愛した庭として有名なフランス、ジヴェルニーにある「モネの庭」を再現し、本家より世界で唯一「モネの庭」と名乗ることを許された庭です。

11万㎡の敷地内には約1,000種類10万本の植物があり、四季折々の風景を楽しむことができます。

園内には、3つのコンセプトに基づいた庭があります。一つ目は、モネこだわりの【水の庭】。この庭には彼が咲かせることを夢見ながら最期まで見ることでできなかった“青いスイレン”をはじめ、色とりどりの睡蓮が水面を彩っています。また、池の周辺には、藤棚や柳、桜といった日本でも馴染み深い植物もあり、絵画の世界観を忠実に表現し訪れた人を魅了します。

二つ目は、四季の花々が咲く【花の庭】。画家のパレットのような色彩で、チューリップやバラ、ダリヤやコスモスといった、様々な種類の花が季節ごとに咲き、バラのアーチやノルマン開きの造形を取り入れた花壇には気候により変化する植物たちが、新しい風景で楽しませてくれます。

そして、三つ目は、地中海の作品をモチーフにした【光の庭】。こちらの庭は、現在リニューアル工事のため閉園となっていますが、2020年「モネの庭」が20周年を迎えるにあたり、モネがルノアールと旅をした地中海沿岸の街ボルディエラを描いた作品をテーマとした新しい庭が、2020年春（予定）誕生します。また、園内にはモネが暮らした家をモチーフにしたレストランもあり、落ち着いた雰囲気の中で地元食材を使ったメニューやドリンクなどを楽しむことができます。

モネの庭は“モネの世界観”を表現する為、花の色目や植物の高さ、配植など、全体のバランスを考え造られているそうです。フランスと日本、世界に一つしかない「モネの庭」は季節ごとに違った表情を見せ、訪れる人々に感動と安らぎを与えてくれます。



「光の庭」2020年春 完成予定



〒781-6441 高知県安芸郡北川村野友甲1100番地

tel.0887-32-1233 fax.0887-32-1243

開園時間：9：00～17：00（最終入園16：30）

休園日：火曜日（祝日の場合は営業）

※冬季メンテナンス休園（2019年12月2日～2020年2月末日）

入園料：大人（高校生以上）730円、小人（小・中学生）310円
小学生未満 無料

※詳しい開花状況などは直接お問い合わせください。

北川村温泉ゆずの宿



山あいに佇むのどかな温泉宿「北川村温泉ゆずの宿」。2018年6月にリニューアルオープンし、県産木材を随所に使った木のぬもりを感じる施設です。

とろとろの柔らかなお湯は、源泉100%で肌に馴染み、美肌の湯として親しまれています。

客室内も木がふんだんに使われており、ゆったりとくつろげる空間になっています。

またレストランでは地元の新鮮な食材を使った料理を楽しむことができます。

温泉は日帰り入浴もできるので、窓から見える美しい山肌や川のせせらぎを聞きながら美肌の湯を堪能することができます。



北川村は柚の郷

北川村は、日本でも屈指の柚子の産地です。収穫期の11月になると村全体が爽やかな柚子の香りに包まれます。北川村の柚子の栽培は、江戸時代にさかのぼり、北川村出身の幕木の志士「中岡慎太郎」が庄屋見習い時代、農民に作付けを奨励したといわれています。当時は6ヘクタール程の栽培面積から始まり、現在では100ヘクタールを誇る全国でも有数の産地となっています。

モネの庭や温泉の近くには、中岡慎太郎の生涯や業績を紹介する資料館「中岡慎太郎館」もあり当時の歴史文化に触れる事ができます。

〒781-6451 高知県安芸郡北川村小島121
tel.0887 30 1526

営業時間：11:00～21:00 (20:30札止め)
レストラン 11:30～14:00 (LO13:30)
18:00～21:00 (LO20:00)

日帰り入浴料金：大人700円、子ども350円
定休日：火曜日

光のフェスタ in モネの庭 2019

開催日
11/2 (土) ~ 12/1 (日)
の期間中の土・日・祝

開催
17:00 ~ 21:00
(最終入場 20:30)

会場
水の庭周辺

入場料
一般 : 730円
小中学生 : 310円

2歳以下の子どもは無料(おむつ代は別途)



NEW! 赤く染まった「水の庭」の紅葉まつり

開催日/11月30日(土)
時 間/15:00~20:00
会 場/水の庭、ギャラリー棟周辺

美味しいもの屋台、体験授業、音楽ライブなどイベント盛り沢山!
高砂温泉の伝説!「狸橋ちゃん」も登場!



2019年 モネの庭 LAST DAY! 大感謝祭 ~20周年に向けて~

開催日/12月1日(日)
時 間/17:00~20:30

2020年4月「モネの庭」は20周年を迎えます。日頃の感謝を込め、1日限りの「大感謝祭」を行います。ショップ、パン工房、カフェの厳選品がタイムセールでお届け!!



北川村「モネの庭」マルモッタン

高知県安芸郡北川村野友甲1100 tel.0887-32-1233 fax.0887-32-1243
通常開園時間9:00~17:00 休園日/火曜日、冬期メンテナンス休園(12月20日~2月末日)



安芸税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度説明会について

- 本年10月に**消費税軽減税率制度**が導入されました。
- 同制度では、**軽減税率対象品目の売上がなくても、会議費や交際費等として飲食料品を購入する場合には、区分経理（記帳）を行い、これに基づき、消費税申告書を作成することが必要**となります。
- 説明会では、**日々の記帳から、決算処理、申告書作成まで一連の流れを、具体的に、分かり易く解説**いたします。
- ◎**全ての事業者の皆様**の参加をお待ちしています。

説明会の開催日程

開催日	開催時間	開催場所
11月7日(木)	13:30~14:30 (60分)	安芸税務署 別館会議室 (安芸市矢ノ丸四丁目5番地7)
11月19日(火)	10:00~11:00 (60分)	
12月2日(月)	13:30~14:30 (60分)	
12月17日(火)	10:00~11:00 (60分)	

主催 安芸税務署
共催 安芸法人会・安芸税務署管内青色申告会連合会
安芸税務署管内商工会議所及び商工会

・説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

QRコード



説明会の日程等の詳細は、
こちらからもご確認いただけます！！

お問い合わせ先
〒784-0001 安芸市矢ノ丸四丁目5番地7
安芸税務署 調査部門
電話 0887-35-3115
音声ガイダンスが流れますので「2」を押してください。

素敵なお相手探しを高知県がサポート

高知で恋しよ!!マッチング

こうち出会いサポートセンターでは、会員制のお引合せシステム「高知で恋しよ!!マッチング」を運営しています。

出会いへの支援を希望する独身の方が、自身のプロフィールを登録（会員登録）し、お相手のプロフィール情報の閲覧や、お引合せを申し込むことができます。お引合せが決定しましたら、センターが調整を行い、1対1の出会いをお手伝いします。

平成31年3月末の累計会員登録数は、1,672人、お引合せ成立数は1,263組で、これまでに45組以上のカップルからご成婚の報告をいただいております。

皆様のご利用をお待ちしています♪



【こうち出会いサポートセンター】

高知：高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル2階 ☎088-821-8081
安芸：安芸市本町3丁目11-5 安芸商工会館1階（公社）安芸法人会内 ☎0887-37-9191
四万十：四万十市中村小姓町46 中村商工会館2階（公社）幡多法人会内 ☎0880-34-8171

「高知で恋しよ!!マッチング」入会申し込みはこちらから…

高知で恋しよ!!マッチング

GO



※センターの運営は県から委託を受けた（一社）高知県法人会連合会が行っています。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Afiac

本サービスは、アフラックの提供先
(株式会社メディカルノート)が提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様 **月1件のご相談まで**
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円（月額・税込）になりますので、零月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note



ご利用はこちら

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

四国支社 高知営業部/
高知県高知市駅前町5-5(大同生命高知ビル4F)
TEL 088-884-7117

AIG AIG損害保険株式会社

高知支店/
高知県高知市はりまや町2-2-11(高士火災高知ビル)
TEL 088-824-1050

F-2019-1010(2019年8月22日)
19-073023 2021-8